療育手帳の手続きの流れ（18 歳以上の方）

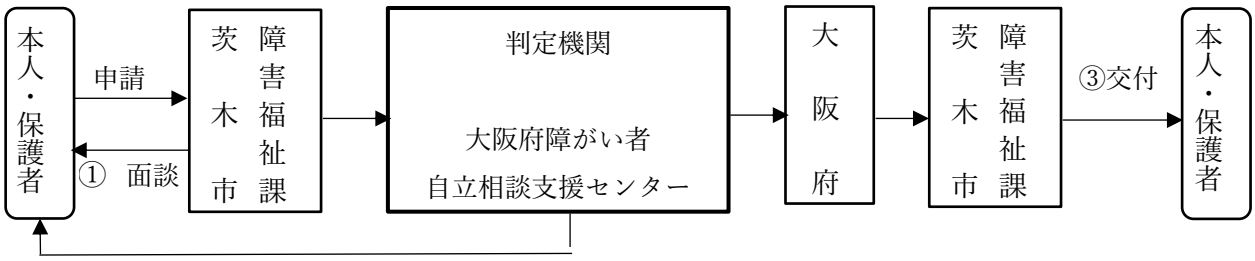

②面談・判定

（20 歳になる方以外はない場合もあります）

① 茨木市の面談

茨木市の面談（１時間程度、本人とご家族一緒に）を市役所でさせていただきます。

② 大阪府の面談(市役所の面談から約１～２か月後)

大阪府障がい者自立相談支援センターの面談は、ある場合と、ない場合がございます。

ある場合は、大阪府から手紙又は電話でご連絡させていただきます。

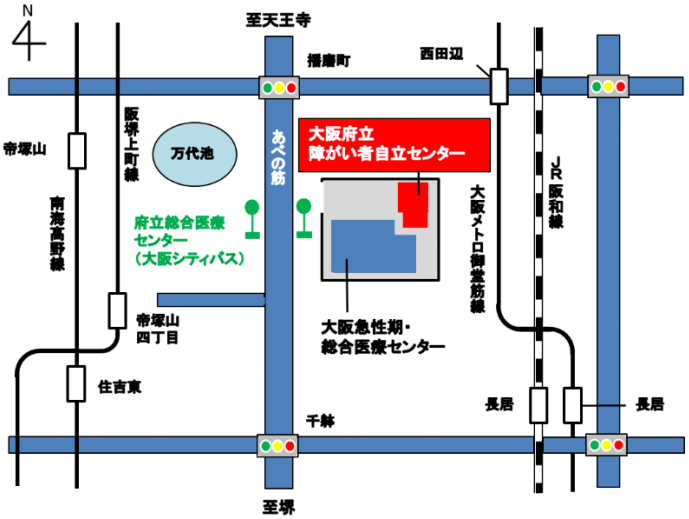

大阪府障がい者自立相談支援センター

（知的障がい者支援課）

〒558-0001　大阪市住吉区大領３丁目 2-36

障がい者医療・リハビリテーションセンター内

TEL:06-6692-5263

受付時間 AM9:00～PM5:45(土日祝年末年始除く)

交通機関

① 大阪市バス「府立総合医療センター」下車すぐ

② 阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車徒歩約 10 分

③ 南海高野線「帝塚山」下車徒歩約 15 分

④ ＪＲ阪和線「長居」下車徒歩約 18 分

⑤ 地下鉄御堂筋線「長居」下車徒歩約 20 分

③ 手帳の交付（大阪府の面談から約１～２か月後）

新しい手帳の準備ができましたら、茨木市から郵送でお手帳を送付させていただきます。

新しい手帳が届きましたら、古い手帳を返送していただくか、窓口までお持ちしていただきますよう

よろしくお願いいたします。（更新、再発行（破損）の方のみ）